第16回 総会議事録

- 1 開催の日時 令和3年10月28日(木)午後2時00分~午後3時10分
- 2 開催の場所 松江市役所 本館西棟3階 第2常任委員会室
- 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

- 議 第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議 第94号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議 第95号 農地法第5条による農地転用の事業計画変更承認申請について
- 議 第96号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議 第97号 非農地確認について
- 議 第98号 松江市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第29号 事務局長専決処分の報告
- 4 出席委員(16名) 欠席委員(3名)
 - 1番 石倉 由美子(出) 2番 足立 裕子 (出) 3番 勝田 達雄 (出)
 - 4番 宮廻 彰夫 (出) 5番 渡部 文明 (出) 6番 吉岡 幸雄 (出)
 - 7番 角田 正紀 (出) 8番 古藤 一郎 (欠) 9番 岸本 定朝 (出)
 - 10番 角 智則 (欠) 11番 青砥 芳美 (出) 12番 磯部 美津子(欠)
 - 13番 吉岡 雅裕 (出) 14番 松本 喜次 (出) 15番 永江 りえ (出)
 - 16番 矢野 秀行 (出) 17番 冨士本 数彦(出) 18番 高橋 裕典 (出)
 - 19番 三島 進 (出)
- 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長 大谷 敦夫 農地係副主任 高尾 祥和

農地係長 野津 慎一 農地係主任主事 山田 真之

 農地係主幹
 森田 稔

 農地係主任
 佐藤 努

6 会議内容

議 長

(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第16回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は8番委員、10番委員、12番委員から提出されています。委員定数19名のうち、16人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。13番委員、14番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の高尾副主任と山田主任主事にお願いします。

それでは、議事にはいります。議第93号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは議第93号、今月の農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。 お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の 農地法第3条の許可申請は1件1筆で、所有権移転の案件です。

それでは、34番の案件についてご説明いたします。申請は、玉湯町布志名の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は家庭の事情によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由も同様に家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、柿を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

1 7 番 委 員

議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

ただいま事務局から説明があったとおり、許可相当であると判断いたしました。

それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告に つきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。議第93号は原案のとおり許可する ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第93号は原案のとおり許可することに決します。

次に議第94号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。なお、番号12番は、議第96号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号53番と関連する案件でございます。よって、議第96号の番号53番と併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議

ご異議なしということですので、番号12番と議第96号の番号53番を併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。

事 務 局

それでは議第94号、今月の農地法第4条の規定による許可申請と、4条の12番と関連があります議第96号、農地法第5条の規定による許可申請の番号53番について説明いたします。議案の4ページ、8ページと併せて、農地法第4条、第5条の説明資料をご覧ください。

はじめに4条12番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は古志町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。

農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、貸駐車場です。転用面積は291.00 ㎡、所要面積も同様の291.00 ㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し、貸駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、関連がある5条の53番について説明いたします。先ほどご説明をいたしました4条12番で転用する個所に隣接する2筆を、同様の計画で転用されるものです。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は古志町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、貸駐車場です。転用面積は529.00㎡、所要面積も同様の529.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して、貸駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に4条13番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は 西川津町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以 上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地 利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、貸駐車場です。転用面積は 67.00 ㎡、所要面積も同様の67.00 ㎡です。

なお、駐車場については、追認案件であるため始末書が提出されています。事業の 詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項、農地法第5条第2項の不許 可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

いずれの案件も、事務局から説明にあったとおり、許可相当であると判断いたしました。

それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告に つきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。議第94号と議第96号の番号53 番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第94号と議第96号の番号53番は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第94号と議第96号の番号53番は、原案のとおり許可することに決します。

次に議第95号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。なお、番号2番は、議第96号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号60番と関連する案件でございます。よって、議第96号の番号60番と併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、番号2番と議第96号の番号60番を併せて審議 します。事務局はそのように説明をお願いします。

議 長

1 7 番 委 員

議 長

議長

議 長

議 長

それでは議第95号、農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてと、議第96号、農地法第5条許可申請の番号60番についてご説明いたします。議案の6ページ、10ページと併せて農地法第4条、第5条説明資料の5条の60番のページをご覧ください。

初めに事業計画変更2番についてご説明いたします。本案件は、令和3年7月12日付で「産業廃棄物積替保管、選別場所及び駐車場」の目的で、5条許可を受けていたものを、廃棄物量の増加が見込まれ、敷地を広げる必要があるためとの理由により、事業計画面積を変更するものです。既に許可を受けている4,744.00㎡に、今回1,670.00㎡を追加して、事業計画変更申請が提出されたものです。

次に5条60番についてご説明いたします。議案の10ページをご覧ください。事業計画変更により追加する面積部分について、5条許可申請をされたものです。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は新庄町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、産業廃棄物積替保管、選別場所及び駐車場です。転用面積は1,670.00㎡、所要面積も同様の1,670.00㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し産業廃棄物積替保管、選別場所及び駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長

1 7 番 委 員

議 長

2 番 委 員

事 務 局

1, 1,,

2 番 委 員

議 長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局からの説明にあったとおり、許可相当であると判断いたしました。

これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

5条60番について、当該土地には以前ハウスが建設されていたが、現在の状況についてうかがう。

ご指摘いただいたとおり、現在もハウスが建っておりますので、これを撤去した後、 先ほど述べた事業計画のとおり申請地を整備するものです。

わかりました。

ほかにございませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。議第95号と、議第96号の番号 60番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第95号は、原案のとおり承認することとし、議第96号の番号60番は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第95号は原案のとおり承認することに、議第96号の番号60番は、原案のとおり許可することに決します。

次に議第96号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、番号53番と番号60番を除いた案件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは議第96号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の8ページと併せて、農地法第4条、第5条の説明資料をご覧ください。初めに、5条52番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。

転用場所は古曽志町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、建売住宅です。転用面積は 669.00 ㎡、所要面積も同様の 669.00 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して建売住宅2棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条54番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。 転用場所は西尾町の4筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A,B区域 です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地 と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、 建売住宅です。転用面積は4,836.00 ㎡、所要面積も同様の4,836.00 ㎡です。権利の 種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して建売住宅19棟を建築 するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条55番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。 転用場所は朝酌町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、集会所建設です。 転用面積は2,306.00 ㎡、所要面積も同様の2,306.00 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して集会所1棟、倉庫1棟を建築するものです。なお対象地は、現在は●●●●工事のため、令和4年3月31日まで一時転用の許可をしている個所であり、その一時転用終了後に集会所建築に着手される予定です。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条56番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。 転用場所は鹿島町南講武の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地 区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いた しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場、 物置です。転用面積は362.00 ㎡、所要面積も同様の362.00 ㎡です。権利の種類は所 有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して駐車場、物置とするものです。 なお物置については、追認案件であるため始末書が提出されています。

次に、5条の57番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。 転用場所は八雲町西岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地 区分は、10ha 以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断し ました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場、家庭 菜園です。転用面積は52.00 ㎡、所要面積も同じく52.00 ㎡です。権利の種類は所有 権の移転です。事業計画ですが、自家用車の駐車場及び家庭菜園とするものです。事 業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条の58番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。 転用場所は宍道町佐々布の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区以内のその他で す。農地区分は、10ha以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地 と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人 住宅です。転用面積は308.00㎡、所要面積も同様の308.00㎡です。権利の種類は所 有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、住宅1棟を建築するものです。

事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条の59番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。 転用場所は宍道町東来待の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域のその他です。農地区分は、農地区分は、10ha以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場です。転用面積は324.00㎡、所要面積も同様の324.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、住宅購入に伴う駐車場として利用するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に、5条61番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。 転用場所は東長江町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域で す。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地 と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、 太陽光発電施設設置です。転用面積は3,197.00 ㎡、所要面積も同様の3,197.00 ㎡で す。権利の種類は地上権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して太陽光発電 施設とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には 該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

1 7 番 委 員

いずれの案件も、事務局から説明にあったとおり、許可相当であると判断いたしました。

議 長

それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告に つきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。

はじめに、議第96号の番号53番と番号60番を除いた案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号54番と61番以外について採決いたします。 議第96号の番号53番と番号60番を除いた案件のうち、番号54番と61番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第96号の番号53番と番号60番を除いた案件のうち、番号54番と番号61番以外は原案のとおり許可することに決します。

次に、議第96号の番号53番と番号60番を除いた案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号54番と61番について採決いたします。議第96号の番号53番と番号60番を除いた案件のうち、番号54番と61番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第96号の番号53番と番号60番を除いた案件のうち、番号54番と番号61番は原案のとおり許可相当であると確認することに決します。

次に、議第97号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

それでは議第97号、非農地確認についてご説明いたします。議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は5件6筆です。

はじめに15番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、岡本町の市街化調整区域、農用地区域外の畑1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、宍道湖北部広域農道から市道岡本本宮線に入り、250メートル進んだ地点の道路沿い東側に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、10月12日に申請者立ち合いの下、秋鹿地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和36年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

16番の案件は都合により欠番です。

続いて17番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、浜佐田町の市街化調整区域、農用地区域外の畑1筆で、申請者はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、市道砂子浜佐田線と市道池谷線の交点から北西に30メートル進んだ地点に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、10月5日に申請者立会いの下、生馬地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和40年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂していることに加え、急傾斜地であるため、今後農地としての再生は困難な状況です。

続いて18番の案件についてご説明いたします。土地の所在は鹿島町佐陀宮内の都市計画区域外、農用地区域外の田1筆で、申請者はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、市道広岡市場2号線から市道市場線に入り、西に30メートル進んだ地点の道路沿い南東側に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、10月13日に申請者立会いの下、鹿島地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和35年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

続いて19番の案件についてご説明いたします。土地の所在は宍道町東来待の都市計画区域内、農用地区域外の畑2筆で、申請者はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、市道弘長寺中1号線から弘長寺西6号線に入り、30メートル進んだ地点から西に30メートル進んだ地点に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、9月13日に申請者代理人の立会いの下、宍道地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、平成20年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

最後に20番の案件についてご説明いたします。土地の所在は八東町遅江の都市計画区域外、農用地区域内の畑1筆で、申請者はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、遅江区民公民館から県道大根島線に入り、南に10メートル進んだ地点の道路沿い東側に位置しています。

現地確認した際の現地の状況ですが、10月6日に申請者立会いの下、八東地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和59年頃から耕作放棄され、現在は竹が繁茂し、竹林化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的

事 務 局 な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供 される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、 ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決します。議第97号は原案のとおり確認すること にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第97号は原案のとおり確認することに決します。

次に議第98号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

務 局 なお、議第98号の「所1番」は13番委員に関する案件で、「所5番」は17番委員に関する案件ですので、それぞれ先議させていただきたいと思います。また、その 議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。

事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第98号の所1番と所5番の案件について、先議したいと思います。それでは、農業委員会法第31条第1項の規定により、まず、所1番について、13番委員はこの議事の間、退室願います。

(13番委員退室)

議 長 それでは、議第98号の所1番の案件について、事務局より説明願います。

事

議

事

議

議

長

務

局 それでは議第98号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積 計画の所有権移転についてご説明をいたします。所1は、古江地区、田4筆の売買に よる所有権移転です。譲渡人の方は、労力不足により管理ができないためとのことで、 譲受人の方は、経営規模拡大のためとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、 所有権移転するものです。売買価格は議案に記載のとおりです。ご審議をお願いいた します。

長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、 ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第98号の所1番の案件について、 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第98号の所1番の案件については、原案のと おり決定することに決します。それでは、13番委員の除斥を解きます。

(13番委員入室)

議 長 次に、議第98号の所5番について、17番委員はこの議事の間、退室願います。 (17番委員退室)

それでは、議第98号の所5番の案件について、事務局より説明願います。

事 務 局 続いて所有権移転の所 5 について説明します。所 5 は、東出雲地区、田 3 筆、畑 4 筆の売買による所有権移転です。譲渡人の方は、遠方に住んでいるため管理ができないためとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のためとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は議案に記載のとおりです。

事 務 ご審議をお願いいたします。 局

長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、 議 ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第98号の所5番の案件について、 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第98号の所5番の案件については、原案のと 長 おり決定することに決します。それでは、17番委員の除斥を解きます。

(17番委員入室)

それでは、議第98号のうち、所1番と所5番の案件以外について、審議したいと 長 思います。事務局より説明願います。

> 続いて所有権移転について説明します。所2は、生馬地区、田1筆の売買による所 有権移転です。譲受人の方は、労力不足により管理ができないためとのことで、譲受 人の方は、経営規模拡大のためとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所 有権移転するものです。売買価格は議案に記載のとおりです。所3は、竹矢地区、田 2筆の売買による所有権移転です。譲受人の方は、労力不足により管理ができないた めとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のためとの要望があったため、今回利用 集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は議案に記載のとおりです。所 4は、東出雲地区、畑2筆の贈与による所有権移転です。譲受人の方は、労力不足に より管理ができないためとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のためとの要望が あったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。

> 続いて、農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利1は持田地 区の新規案件です。利2、3は鹿島地区の新規案件です。利4は宍道地区の新規案件 です。以上、今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田 14,449 m²、畑 7,484 ㎡、計 21,933 ㎡となります。また、相対契約の地目別面積は、田 1,679 ㎡、畑 13,178 ㎡、合計面積 14,857 ㎡となります。

> 続いて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。機構転貸の案件 となります。転1は秋鹿地区、更新案件です。転2から転8は古江地区、更新案件で す。転9、転10は川津地区、更新案件です。転11は竹矢地区、更新案件です。以 上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 19,299 mg、畑 3,336 mg、 合計面積22,635㎡となります。以上、ご審議のほど、お願いいたします。

説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、 ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。議第98号は、原案のとおり決定す ることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第98号は、原案のとおり決定することに決し ます。

次に、報告に入ります。報告第29号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願い します。

務 (報告) 局

9

議

議

事

務

議

長

長

長

議

議

事

議 長 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了 しましたので、第16回松江市農業委員会総会を閉会いたします。